

事業所内保育事業スマイル保育園 重要事項説明書

(令和8年度版)

本重要事項説明書は、保育の提供の開始にあたり、スマイル保育園（以下「当園」という。）の保育の内容に関する事項等について説明するものです。以下の記載内容をご確認いただき、ご同意いただけましたら同意書に必要事項を記入のうえ、当園へご提出いただきますようお願いいたします。

1 施設運営主体

名 称	西予市立西予市民病院
代 表 者 氏 名	西予市立西予市民病院 開設者 西予市長 管家 一夫
主たる事務所の所在地及び電話番号	西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1 (西予市役所 健康づくり推進課内) 0894-62-1111 (代表)

2 利用施設

施設 の 名 称	スマイル保育園	
施設 の 所 在 地	西予市宇和町清沢 2009 番地 2	
連 絡 先	電話 0894-62-6736 FAX 0894-62-6736	
管 理 者	園長 上甲 奈美	
認 可 定 員	15 人	
利 用 定 員	満 1 歳以上満 3 歳未満	10 人
	満 1 歳未満	5 人
	合計	15 人
開 設 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日	

3 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	1587.09 m ²
	園 庭	330.00 m ²
園 舎	構 造	木造
	延べ面積	323.1 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	0 歳児クラス
ほふく室		
保育室	1 室	1 ～ 2 歳児クラス
調理室	1 室	
事務室	1 室	
休憩室	1 室	

4 施設の目的及び運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする園児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年西予市条例第 42 号）その他関係法令を遵守し、運営を行います。

5 職員の職種、員数、勤務体制（令和 8 年 4 月 1 日の状況）

職 種	員数	常勤	非常勤	職務の内容
園 長	1 名	1 名	—	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児全体的に把握し、園務をつかさどる。
主任保育士 （園長が兼務）	—	—	—	子育て支援を行うとともに、保育内容についての他の保育士を統括する。
看 護 師	3 名	1 名	2 名	応急手当・感染症の対応・指導 衛生管理を行う。

保 育 士	11 名	5 名	6 名	事業所内保育・病児保育室に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭の連絡等の業務を行う。
調 理 員	2 名	—	2 名	給食業務に従事する。

※なお、入所園児数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

※保育士は病児保育室との兼務となります。

<各職種の勤務体制>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
看 護 師	正規の勤務時間帯（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
保 育 士	正規の勤務時間帯（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
調 理 員	正規の勤務時間帯（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育料その他の費用と支払方法等

① 利用者負担(月額保育料・給食費含む)	保護者が居住する市町村が定める額	
②保育短時間認定園児の延長保育料	30 分 100 円	
③コドモンからの写真購入 <small>（定期的にクラスごとで園児の写真を配信しコドモンアプリから個人購入する経費 *送料等の別途料金が発生します。）</small>	（1 枚当たり） <small>（サイズにより料金が 異なります）</small>	50 円
④日本スポーツ振興センター共済掛金費 <small>（保育所の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度に加入するための経費）</small>	（1 年あたり）	240 円
<p><支払方法・時期></p> <p>① ② 口座振替日（毎月 25 日（土・日祝日の場合は、次の営業日）に、指定口座から引き落とし</p> <p>③ 各保護者が口座振替、もしくはコンビニから支払い</p> <p>④ 集金袋で徴収</p>		

7 開園日、保育時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日	
保育時間	標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分まで
	短時間認定	午前8時30分から午後4時30分まで
休園日	○日曜日 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○年末年始（12月29日～1月3日） ○上記のほか、市長が必要と認めるとき	

※台風、地震等の災害時においては、西予市内保育所等の災害時における臨時休園等のガイドラインに基づき休園します。

8 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び保育所が定める保育課程に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 子ども・子育て支援法第27条第1項に定める特定教育・保育に係る園児に対し、同法第20条第3項に定める保育必要量の範囲内で提供する保育
- (2) 給食

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	個々の月齢によって対応します。		
1歳児	午前9時30分頃	午前11時30分頃	午後3時頃
2歳児	午前9時30分頃	午前11時30分頃	午後3時頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

アレルギーの種類や状況で除去が必要な場合は、医師の診断書（園の様式）を提出してください。

※遠足等、弁当日は全園児弁当を持参とします。

※給食対応ができない場合、お弁当をお願いすることもあります。

(3) その他

「病院職員等」への対応

事業等		利用時間	使用料	食事代
一時預かり 保育	昼間	午前 7 時30分～ 午後 6 時30分	4 時間未満 750円 4 時間以上 1,750円	昼食 250円
	夜間	午後 3 時30分か ら翌午前10時30 分まで(木曜日 のみ実施)	1 日 1,800円 (準夜・深夜900円)	夕食 300円 朝食 150円

9 送迎について

原則、保護者の送迎をお願いします。未成年者への園児の受け渡しについては、安全面等を考慮した上、差し控えさせていただきますので、ご理解のほどよろしく願います。

10 利用の開始に関する事項

西予市子育て支援課の利用調整に基づき、当園を利用することになった児童の保護者が本重要事項説明書に同意した後に保育の提供を開始します。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき(ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします。)
- (2) 園児が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保護者から退園届の提出があったとき。
- (4) その他利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

12 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育(当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育を行う)の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

(2) 連携施設

ア. 西予総合福祉会 認定こども園・保育園

運営主体	社会福祉法人西予総合福祉会
所在地	西予市宇和町久枝甲 1434 番地 1
連携内容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定 ・ 当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	0894-62-3773

イ. 西予市 認定こども園・保育園・幼稚園

運営主体	西予市
所在地	西予市宇和町卯之町 3 丁目 434 番地 1
連携内容	・ 代替保育の提供
電話番号	0894-62-1111

13 緊急時における対応方法

- (1) 当園の職員は、教育・保育の提供時に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該園児の保護者に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を行います。
- (2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、西予市及び当該園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を行います。

西予警察署	電話 62-0110
西予消防署	電話 62-0119

- (3) 当園は、事故の状況及びに際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を行います。
- (4) 当園は、園児に対して、教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険の金額	240 円

14 非常災害対策

- (1) 当園は、非常災害への対応に関する具体的な計画を策定し、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (2) 当園は、毎月 1 回以上、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行います。

(3) 災害時の広域避難場所、一時避難場所、避難所は以下のとおりです。

①火災 ②地震災害

広域避難場所	中川小学校
一時避難場所	西予市民病院駐車場
避難所	西予市民病院

③風水害・土砂災害

広域避難場所	中川小学校
一時避難場所	保育園内保育室
避難所	西予市民病院

④原子力災害

広域避難場所	東温市総合公園
一時避難場所	中川小学校
避難所	指示された避難所へ移動

※広域避難場所：地震などで火災が拡大し、地域全体が危険になったときに避難する場所です。

※一時避難場所：災害時の危険を回避するために、一時的に避難する場所です。

15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待防止のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を行います。

16 苦情等に関する相談窓口

当園は、苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 苦情申し出窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決責任者 園長 ・ 苦情受付担当者 保育士（大塚美樹） ・ 電話 0894-62-6736 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	上田 武	電話 090-1005-9715 役職・宇和地区民生員会長
	井上 厚子	電話 0894-62-1301 役職・宇和地区代表主任児童委員
西予市ホームページでも受け付けています。		

17 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	西予市民病院
医師名	菊池 良夫
所在地	西予市宇和町永長 147 番地 1
電話番号	0894-62-1121

(2) 歯科

医療機関の名称	片山歯科
医師名	片山 貴夫
所在地	西予市宇和町卯之町 1 丁目 373 番地
電話番号	0894-62-1189